

諮問庁 播磨町長 佐伯 謙作  
諮問日 令和7年8月8日  
諮問番号 諮問第12号  
答申日 令和7年10月1日  
答申番号 答申第2号

## 答申書

(審査庁)  
播磨町長 佐伯 謙作 様

播磨町情報公開・個人情報保護審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

本件審査請求は棄却すべきである。

なお、第8に記載した付言事項は、貴庁における今後の行政運営を改善する上で、極めて重要な示唆であると認識している。その趣旨を十分に理解いただき、真摯に受け止めていただくことが望まれる。

### 第2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、保険課（処分庁）が審査請求人に対して令和7年〇月〇日付けで行った、2023年〇月〇日に審査請求人が保険課介護保険係へメールで行った担当ケアマネージャーによるサービス担当者会議の実施状況に関する問い合わせ及びその後の当該問い合わせと関連する自治体（保険課介護保険係または関連部署）の調査・対応プロセスに関する一切の公文書の開示請求に係る公文書部分開示決定に対し、審査請求人が、開示された文書の記載内容の不正確性及び矛盾並びに請求対象となるべき文書が存在しない、又は不開示とされた部分について、その決定は不当である等と主張して、処分を取り消し、真に開示されるべき全ての文書の開示を求める事案である。

### 第3 事実関係

#### 1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

播磨町情報公開条例（平成12年条例第26号。以下「条例」という。）第5条第1号は、町内に住所を有する者が実施機関の長に対して公文書の開示を請求できる「開示請求権者」と定め、条例第2条第2号は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを公文書と規定し、条例第7条第2号は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる個人に関する情報を不開示情報と規定する。本件部分開示決定処分は、開示請求に係る公文書に同号に該当する情報が記録されていると判断し、条例第8条第2項の規定に基づき、その部分を除いた部分を開示する決定として行われたものである。

#### 2 処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人が令和7年〇月〇日付けで行った、「2023年〇月〇日に審査請求人が播磨町役場保険課介護保険係へメールで行った、担当ケアマネージャーによるサービス担当者会議の実施状況に関する問い合わせ及び、その後の当該問い合わせと関連する自治体(保険課介護保険係または関連部署)の調査・対応プロセスに関する一切の公文書」の開示請求に対し、開示請求に係る公文書に記録された氏名、メールアドレス等の情報が特定の個人を識別することができるものであるという事実を認定した。そして、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した結果、条例第8条の規定に基づき、当該個人に関する情報を不開示とし、その他の部分を開示する公文書部分開示決定処分を令和7年〇月〇日付けで審査請求人に対して行ったものである。

#### 3 審理手続及び調査審議の経過

令和7年〇月〇日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、令和7年〇月〇日に福祉保険部保険課（処分庁）によって行われた公文書部分開示決定処分に対する審査請求を行った。

令和7年〇月〇日、保険課（処分庁）より弁明書が提出された。

令和7年〇月〇日、審査請求人より反論書が提出された。

令和7年〇月〇日、審査庁より諮問書が提出された。

令和7年〇月〇日、当審査会において審議を行った。

### 第4 調査審議における審査関係人の主張の要旨

## 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容によれば、概ね以下のとおりである。

(1) 開示された文書の記載内容における不正確性、不明瞭さ及び矛盾が多数存在する。

ア 謝罪訪問に関する記録（開示請求書添付資料K15（以下単に「Kn（nは1から26までの数字）」と表記されるものは、同添付資料を指す。）の日付が、審査請求人の記憶する訪問日（2023年〇月〇日）と食い違い（2023年〇月〇日と記載）、かつ国民の祝日である「建国記念日」に公務として個人宅へ謝罪訪問を行うことは極めて異例であり、記載の信憑性に強い疑義がある。謝罪が行われた具体的な日時や方法の記載もなく、事前日程調整電話の記録も開示されていない。

イ 開示された文書中のメール（K1、K2等）に記載された日付と、審査請求人が実際にメールを受信した日付との間にずれが生じている。また、K15からK19までの「対応経過一覧」は、実際に対応が行われた日ではなく、メール内の日付（作成又は決裁日）を記載しており、本来の「対応経過一覧」としての機能を果たしていない。

ウ 複数の箇所で日付記載の欠落・不明瞭さが認められる。K18及びK21に記載された「企画課長より聞き取りを受ける」という項目には日付記載が一切なく、後から担当者の記憶に依拠して記載された可能性が高い。K18の2025年〇月〇日の連絡日も、K22の「R7. 〇」を転記したことによる誤植であり詳細不明である。K16の「2024/〇/〇 電話」の記載も日付の誤植と推測され、記述内容と実際の状況との間に齟齬が見られる。

エ 行政説明の一貫性が欠如している。サービス担当者会議に関する当初の判断と、その後の判断変更プロセスが不透明である。また、ケアプラン日付変更に関する説明が二転三転している。

オ 運営指導（実地指導）の実施時期について、行政側（K14）と指導を受けた側の社協担当者の認識に齟齬がある。

(2) 重要な行政記録が不作成または不開示である。

ア 謝罪訪問に関する公式記録、サービス担当者会議の成立判断に関する記録、判断変更プロセスの記録、県民局への確認事項の記録（K3の作成者、作成日時及び決裁印の欠如含む）、顧問弁護士との相談記録、2023年〇月〇日の窓口訪問記録、総務課M氏への電話記録及びその後の総務課と保険課間のやり取りの記録、初期の電話記録、関係部署間の連携及び指示に関する記録が一切開示されていない。

イ 特に、処分庁が「総務課Mさんへの電話記録は欠如」と主張しながら、弁明書に添付資料として「案件番号 23」（2024 年〇月〇日）の詳細な総務課電話記録が添付されており、これは処分庁の弁明が根本的に破綻している決定的な自己矛盾であると強く反論している。

(3) 行政の組織運営・説明責任に著しい不備がある。

ア 複数の文書で日付の不明瞭さ、作成者及び決裁印の欠如、根拠となる一次資料の不開示が常態化しており、公文書作成及び管理体制に構造的欠陥がある。K15-K19の「対応経過一覧」はリアルタイムな業務の経過を記録したものではなく、後になって特定の問い合わせに対応するために作成された可能性が高く、公文書としての真正性に疑義がある。

イ K14の「運営指導の実施・報告が遅れた理由」の記載において、本件とは全く無関係の第三者事業所の名称がマスキングされずに不適切に開示されており、これは播磨町の情報管理における重大な過失であり、条例第7条第2号又は第4号の不開示情報に該当すると主張している。

ウ 2025年〇月〇日のメールで回答を約束しながら連絡がないなど、住民への説明責任が著しく履行されていない。口頭での説明が二転三転し、その裏付けとなる公的記録が提示されないことは、行政の説明責任の欠如を強く示している。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、弁明書によれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件審査請求は棄却されることが適当であると考えている。

(2) 開示された文書の記載内容における不正確性、不明瞭さ及び矛盾について

ア 謝罪訪問に関する記録の不正確性及び記録の不明瞭さについて、日付の誤植は認める。訪問日時が2023年（令和5年）〇月〇日は土曜日であるため誤植であり、審査請求人から2025年（令和7年）〇月〇日総務課宛の受信メール記載内容の通り、2023年（令和5年）〇月〇日に訂正する。謝罪訪問の対応記録について記録を残す法的根拠もないため不正確である。

イ 開示文書中のメールと「対応経過一覧」の日付のずれについて、誤植を認める。添付資料K1については、令和5年〇月〇日に回答文を作成及び起案し、令和5年〇月〇日に決裁済みであり、審査請求人には同日回答が届いている。添付資料K15-K19は「対応経過一覧」と記載しているが、令和7年〇月〇日付けの「報告書の書面交付依頼書」を受け、一連の経過を把握するために作成した内部文書であり、回答日時欄は作

成又は決裁日を記載している。K16の2024年〇月〇日の電話とメールの年度については2023年の誤植である。

ウ 複数の箇所における日付記載の欠落及び不明瞭さについて、日付の誤植は認める。K18に記載されている「企画課長より聞き取り受ける」という項目についてはK21を転記しているため、日付は不明である。K18の2025年〇月〇日連絡日付は、K22のR7.〇を転記した際にExcelの書式変換により誤植変換されており、日付は不明である。

エ 行政説明の一貫性の欠如及び判断変更プロセスの不透明性については、開示した内容に対する審査請求の対象になるものではない。

オ 運営指導（実地指導）の実施時期と認識の齟齬については、開示した内容に対する審査請求の対象になるものではないため、指導内容の公開については本件の争点とは無関係である。

### (3) 重要な行政記録の不作成・不開示について

ア 謝罪訪問に関する記録の欠如、サービス担当者会議に関する聞き取り並びに判断記録及び判断変更プロセスの欠如、県民局への確認事項の記録の欠如、顧問弁護士との相談記録の欠如、2023年〇月〇日窓口訪問記録の欠如及び総務課Aへの電話記録の欠如は、いずれも不存在であると主張している。

イ 顧問弁護士との相談記録の欠如は、弁護士が作成し、弁護士の守秘義務があり、公文書ではないため、お出しすることができないと主張している。

ウ 企画課長からの聞き取り記録の欠如は企画課で所有のため追加済み（別添資料あり）。総務課への調査依頼に関する記録の欠如は総務課で所有のため追加済み（別添資料あり）。地方公務員法第34条違反疑義に関する事実確認の記録の欠如については、総務課で所有のため追加済み（別添資料あり）。

エ 開示された文書に記載があるにもかかわらず、その根拠となる電話記録が欠如している点は、2023年（令和5年）〇月からのWEBからの問い合わせに対する回答を開示したもの以外は記録を保有しておらず不存在である。

オ 関係部署間の連携及び指示に関する記録の欠如は、記載の事実だけでは認否しかねる。

### (4) 行政の組織運営・説明責任の著しい不備については、本件の争点と関係がない。

ア K14の「運営指導の実施・報告が遅れた理由」についての第三者情報のマスキングがなかったことについては、公開することで事業所の不利

益はないと考える。

- イ 電話記録については、前述のとおり、不存在である。
- (5) 結論として、処分庁は令和7年〇月〇日に公文書の部分開示を実施した。追加で提出された一部の記録を除けば、本件審査請求の対象が実質的に存在しないため、本件処分に違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は審査請求の理由がないから速やかに棄却されるべきである。

## 第5 論点整理

本件処分は、開示請求に係る公文書に氏名、メールアドレス等の個人に関する情報が記録されており、これが条例第7条第2号に定める不開示情報に該当するとして、当該個人情報情報を非開示とした点については、審査請求人も不開示とすること自体は明確に争っておらず、条例第7条第2号の規定により判断されたことで、客観的な事実からみても明らかである。

一方、開示された文書の記載内容における不正確性、不明瞭さ及び矛盾の有無、特に処分庁がK15からK19を弁護士説明用の「メモ」と主張する点が条例第2条第2号に定める「公文書」に該当するか否か、並びに謝罪訪問に関する記録、サービス担当者会議の判断経緯、県民局への確認記録、顧問弁護士との相談記録等、審査請求人が存在を主張する重要な行政記録が「不存在」とされていることの適否、とりわけ顧問弁護士との相談記録が公文書に該当しないとする処分庁の主張の妥当性、さらには処分庁の弁明書における自己矛盾の有無については、審査請求人が公文書の作成及び管理体制の構造的欠陥や説明責任の著しい不履行として強く争っており、また、開示文書K14における第三者情報のマスキング漏れが条例第7条第2号又は第4号に違反するか否か、及びこれに対する処分庁の判断（公開しても事業所の不利益はない）の妥当性、これら一連の対応における行政の説明責任の履行状況が条例第1条及び第31条に規定する責務に反しないかという点については、直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、これらの点について判断する必要がある。

## 第6 答申の理由

### 1 認定した事実

#### (1) 開示請求に至る経緯

審査請求人は、令和7年〇月〇日付けで、「2023年〇月〇日に播磨町役場保険課介護保険係へメールで行った、担当ケアマネージャーによるサービス担当者会議の実施状況に関する問い合わせ及び、その後の当該問い合わせと関連する自治体（保険課介護保険係または関連部署）の調査・対応

プロセスに関する一切の公文書」の開示を請求した。

これに対し、処分庁は令和7年〇月〇日付けで部分開示の決定を行い、K1からK26までの文書を交付したことが確認されている。

(2) 開示された文書の記載内容における不正確性、不明瞭さ及び矛盾

ア 謝罪訪問に関する記録の不正確性及び不明瞭さ

- ・開示文書K15には、2023年に自宅へ「謝罪を行った」旨の記載があり、その「方法」の項目に「2023/〇/〇」という日付が記載されている。審査請求人は、この日付が記憶する実際の訪問日である2023年〇月〇日と食い違い、かつ2023年〇月〇日が土曜日であり国民の祝日であることから、記載の信憑性に強い疑義が生じると主張した。
- ・処分庁は、訪問日時「2023年〇月〇日」が誤植であることを認め、実際の訪問日は「2023年〇月〇日」であったと弁明した。K15の謝罪訪問に関する記録には、具体的な日時や方法の記載が欠落している。処分庁は、謝罪訪問自体は行ったものの、具体的な日時や内容を記載した書面は存在しないと説明した。

イ メール日付のずれ及び「対応経過一覧」の不備

- ・開示された文書中のメール(K1、K2など)に記載されている日付と、審査請求人が当該メールを受信した日付との間にずれが生じている。審査請求人は、K15からK19までが「対応経過一覧」と記載されているにもかかわらず、実際に対応が行われた日ではなく、メール内の日付(作成又は決裁日)を記載しているため、本来の「対応経過一覧」としての機能を果たしていないと主張した。
- ・処分庁は、K15からK19までは弁護士に説明するために、一連の経過を把握するために作成した内部文書である「メモ」であり、回答日時欄は作成又は決裁日を記載していると弁明した。また、K16の「2024年〇月〇日」の電話とメールの年度については2023年の誤植であることを処分庁が認めた。

ウ 複数の箇所における日付記載の欠落・不明瞭さ

- ・開示文書K18及びK21に記載されている「企画課長より聞き取りを受ける」という項目において、当該聞き取りの日付の記載が欠落している。処分庁は、K18の当該項目はK21を転記しており日付は不明であると説明した。
- ・K18には2025年〇月〇日に審査請求人へ連絡したと記載があるが、K22には「R7. 〇」としか日付の記載がなく詳細が不明であり、審査請求人の記録と通話明細から該当の日は2025年〇月〇日であり食い違っていると審査請求人は主張した。処分庁は、K18の2025年〇月〇日連絡

日付はK22のR7。○を転記したが、Excelでの書式変換によりR7。○。○に誤植変換されており、日付は不明であると説明した。

エ K15からK19までの文書の公文書性

- ・処分庁は、K15からK19までを弁護士に説明するために、原本を見ながら流れを整理した「メモ」として認識しており、公文書と見なすか否かは判断が分かると説明した。
- ・条例第2条第2号は、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定義し、職務上PCで作成されたメモは組織的に保有される公文書に当たり得ると説明した。

(3) 重要な行政記録の不存在の主張

ア 謝罪訪問に関する記録の欠如

- ・審査請求人は、謝罪訪問に関する日付、訪問者、目的、内容、結果等が具体的に記載された公式記録が一切開示されていないと主張した。
- ・処分庁は、謝罪訪問の対応記録について、記録を残す法的根拠がないため不存在であると弁明した。

イ サービス担当者会議に関する記録の欠如

- ・審査請求人は、保険課長がサービス担当者会議の成立について「会議の体をなしていない」と判断した根拠となる記録や、ケアマネージャーからの聞き取り記録が開示されていないと主張した。また、その後の判断変更に至るまでの県民局への照会内容、得られた助言の詳細及び播磨町がこの助言を基に判断を再検討し変更した内部記録（協議録、決裁文書等）も一切開示されていないと主張した。
- ・処分庁は、これらの記録は不存在であると弁明した。
- ・処分庁は、ケアマネージャーがサービス担当者会議を行っていないことを認めた件については口頭でのやり取りの中で説明されたものであり、正式な記録は残っていないため「不存在」と整理していると説明した

ウ 県民局への確認記録の欠如

- ・審査請求人は、ケアプランの日付変更が「システムトラブルだと県民局に確認した」という説明の根拠となる具体的な確認記録が開示されておらず、K3の作成者、作成日時及び決裁印が欠落しており文書としての真正性に疑義があると主張した。
- ・処分庁は、K3が県民局確認事項に該当すると説明した。また、K3の作成者、作成日時及び決裁印の欠落は認めるものの、これらの記録は不

存在であると弁明した。

- ・処分庁は、「システムトラブルを県民局に確認した」という説明を行った認識はないと回答した。ケアプランの日付変更に関する「システムトラブル」については、社会福祉協議会のシステム上の問題に関連するものであり、社会福祉協議会からの確認結果は詳細不明であると説明した。

#### エ 顧問弁護士との相談記録の欠如

- ・審査請求人は、2025年〇月〇日メールで「播磨町の顧問弁護士とも相談した」とあるにもかかわらず、その相談記録（弁護士の守秘義務に関する内容を除く範囲で）が開示されていないと指摘した。
- ・処分庁は、顧問弁護士との相談記録は弁護士個人の文書であり、公文書ではないため開示できないと弁明した。
- ・他自治体では、顧問弁護士法律相談結果報告書について、法的見解部分是不開示としつつも、表題、相談日時、相談弁護士氏名、決裁欄印影等は開示すべきとして部分開示を命じた事例がある。

#### オ 企画課長聞き取り、総務課調査依頼、地方公務員法違反疑義に関する記録の欠如

- ・審査請求人は、K18及びK21に記載されている「企画課長より聞き取りを受ける」事象に関する具体的な記録、総務課への調査依頼に関する記録、K15「2025/〇/〇 地方公務員法第34条違反疑義に関する事実確認のお願い」に関する裏付け書類が欠如していると主張した。
- ・処分庁は、これらの記録について企画課又は総務課で所有しているため、追加資料として提出すると弁明し、これによりこれらの記録が存在することが示された。

#### カ 初期電話記録の欠如

- ・審査請求人は、K16やK20に「〇月から電話やメールで質問している」との記載があるにもかかわらず、初期の電話に関する具体的な記録が一切開示されていないのは不自然であり、公文書管理の重大な不備を示唆すると主張した。
- ・処分庁は、2023年〇月以降のWEBからの問い合わせに対する回答を開示したもの以外は記録を保有しておらず不存在であると弁明した。

#### キ 総務課電話記録における弁明書の自己矛盾

- ・審査請求人は、処分庁が「総務課Mさんへの電話記録の欠如」を主張しながら、弁明書に添付資料として「案件番号23」（2024年〇月〇日）の詳細な総務課電話記録が添付されており、存在する記録を「欠如」と主張する自己矛盾があると指摘した。処分庁は弁明書において、「総務課

への調査記録（令和6年〇月〇日分・令和7年〇月〇日分）」を追加資料として提出する旨を記載している。

(4) 開示文書K14における第三者情報のマスキング漏れ

- ・開示文書K14「運営指導の実施・報告が遅れた理由」の記載において、本件とは全く無関係の第三者事業所の名称がマスキングされずに記載されたまま開示された事実が確認された。
- ・審査請求人は、これが条例第7条第2号（個人に関する情報）又は第4号（法人等に関する情報）に違反すると主張した。
- ・処分庁は、公開することで事業所の不利益はないと考えると弁明した。

(5) 行政の説明責任の履行状況

- ・審査請求人は、開示文書の記載内容の不正確性、重要な行政記録の不作成又は不開示が、条例第1条に定める「町の有するその諸活動を町民に説明する責務」を全うせず、第31条に定める「公文書を適正に管理する」責務に反すると主張した。
- ・条例第1条は、播磨町の活動を町民に説明する責務を全うすることなどを目的としている。条例第31条は、実施機関の長が公文書を適正に管理する責務を負うと規定している。播磨町事務文書取扱規程（平成18年規程第1号）第2条は、文書を正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理し、常に整備する原則を定めている。
- ・審査請求人は、口頭での説明が二転三転し、その裏付けとなる公的な記録が提示されないこと、特にサービス担当者会議に関する判断が大きく変更されたにもかかわらず、その変更に至る詳細な調査プロセスや、県民局とのやり取り、内部検討の記録が一切開示されていないことが、行政の説明責任の欠如を強く示していると主張した。
- ・処分庁の弁明書には、条例の基本的な条文の誤引用（第5条に項の区分がないにもかかわらず「第5条1項」と記載、第8条2項の参照条文を「前条第2号の情報」とすべきところを「同条第2号の情報」としているなど）が見受けられると審査請求人は指摘した。
- ・また、弁明書冒頭で「行政不服審査法第29条第2項による審理員の求めに対して」と記載されているが、条例第19条第2項により、本件のような情報公開審査請求においては審理員不要の手続きとされていると審査請求人は指摘している。
- ・審査請求人は、公文書管理法第4条が定める「意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書作成を義務付ける原則を、行政の説明責任の根幹を示すものとして引用している。

## 2 論点に対する判断

### (1) 基本的な考え方

ア 条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めることにより、実施機関の有する諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた行政を推進し、町民の行政への参加を促進することを目的としている。審査会は、この目的を踏まえ、諮問事案を調査審議する。

イ 本件審査請求においては、条例第19条第2項により行政不服審査法第9条第1項の規定（審理員の指名）が適用されない手続きである。

ウ 条例第2条第2号に規定する「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」を指す。職員が職務上作成したメモであっても、組織的に保有されていれば公文書に該当し得る。

エ 審査会は、審査請求に係る公文書の存否、並びに処分庁が行った開示決定の適法性及び妥当性について判断する。開示された文書の記載内容の正確性又は矛盾については、事実認定に関わるものであり、本件審査請求の結論を直接左右するものではないが、今後の行政運営の改善に資するよう、付言事項として言及することが適切である。

### (2) 審査請求の趣旨に対する判断

ア 開示された文書の記載内容の不正確性、不明瞭さ及び矛盾について  
処分庁は、審査請求人から指摘された謝罪訪問記録の日付の誤植、K16の電話及びメールの年度の誤植等、一部の誤りを認めている。また、K15-K19の「対応経過一覧」が、一連の経過を把握するために作成された内部文書であり、回答日時欄は作成又は決裁日を記載したものであると説明している。これらの不正確性、不明瞭さ及び矛盾点は、行政文書の適正管理の原則（播磨町事務文書取扱規程第2条）に照らして問題がある。しかし、これらの問題は、文書の開示に係る適法性又は妥当性というよりも、むしろ公文書管理の運用状況に関するものであり、本件処分追加の公文書の開示を命じる理由とはならない。したがって、これらの点については、後述の付言事項において改善を促すことが適当である。

イ 重要な行政記録の不作成・不開示について

- ・ 処分庁は、謝罪訪問記録、サービス担当者会議に関する聞き取り及び判断記録、県民局への確認事項の記録、2023年○月○日の窓口訪問記録、

初期の電話記録等が不存在であると主張している。審査会は、本件の審議において、処分庁がK 1 からK26 まで以外の公文書を保有しているとの事実を認定するには至らなかった。したがって、処分庁に対し、不存在とされている公文書の開示を命じることはできない。

- しかしながら、審査請求人が指摘するように、処分庁が弁明書で「総務課Mさんへの電話記録は欠如」と主張しながら、同じ弁明書に当該記録を添付している点は、弁明の信頼性を著しく損なう自己矛盾である。この事実自体は、処分庁の公文書管理体制および情報公開制度の運用に対する認識の甘さを示すものである。
- 顧問弁護士との相談記録について、審査請求人は北九州市の事例を引用し、管理情報部分の開示を求めている。しかし、処分庁は、当該相談記録は顧問弁護士が作成したメモ書きであり、播磨町の職員が職務上作成した文書ではないと説明している。また、当該メモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものではないため、公文書に該当しないと主張している。条例第2条第2号では、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書...」であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。また、「情報公開制度運用の実務（新日本法規出版株式会社）」の解説においても、公文書の定義は、「実施機関の職員が職務上作成又は取得し」、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理ないし保有しているもの」という要件を満たす必要があるとしている。特に、「組織的に用いる」とは、職員がその職務に際して作成又は取得し、他の職員との検討に付されるなど、職務上用いられるに至った時点以降のものを指し、「管理・保有」とは、実施機関により保持又は保管され、実施機関の権限の下に支配されている状態にあることを要するとしている。本件において、顧問弁護士が作成したメモ書きは、処分庁において管理・保有しておらず、顧問弁護士との契約担当課である総務課へ単に結果を報告するために提出したに過ぎない。このため、「組織的に用いられるもの」と判断できる事実は認められない。仮に、例えばこのメモが組織的に検討材料として用いられた、あるいは組織的に用いる目的で保有されていたと判断できる場合は、公文書として開示対象となる可能性があると考えられる。したがって、当該相談記録は条例第2条第2号に定める「公文書」には該当せず、開示請求の対象となる公文書は存在しないと判断する。審査請求人が引用する北九州市個人情報保護審査会の答申第32号や第37号の先例は、実施機関が公文書として保有していることを前提とし

て、その内容の一部開示や文書の再検索を命じたものであるため、本件のように公文書性の要件を満たさないと判断される文書には直接適用されない。

- ・ 公文書管理法第4条は、国の行政機関に対し、意思決定の過程や事務の実績を合理的に跡付け、検証できるよう文書作成を義務付けている。この法律は地方公共団体に直接適用されるものではないものの、審査請求人がこれを引用する意図は、条例第31条が定める「公文書を適正に管理する」責務や、播磨町事務文書取扱規程第2条の「正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理」する原則の重要性を強調するものと理解される。住民への謝罪訪問など、行政の重要な公務に関する記録が存在しないという処分庁の主張は、播磨町自身のこれらの原則に反する可能性があり、行政の公文書管理体制の構造的欠陥を示唆するものである。これらの問題は、後述の付言事項において改善を促すことが適切である。

### (3) 行政の組織運営・説明責任の著しい不備について

- ア 審査請求人は、K14の「運営指導の実施・報告が遅れた理由」の記載において、本件と無関係な第三者事業所の名称がマスキングされずに開示されたことが、条例第7条第2号（個人に関する情報）又は第4号（法人等に関する情報）に該当する不開示情報を不適切に開示したものであり、条例違反であると主張している。これに対し処分庁は、「公開することで事業所の不利益はないと考える」と弁明している。情報公開制度における法人等に関する情報の非公開条項（条例第7条第4号）は、公開により当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」があるというだけでは足りず、競争上の地位等の正当な利益が「客観的に明白」に侵害されることが必要とされる。その判断は、当該情報の内容・性質や諸般の事情を総合して行われる。また、情報が「営業上の秘密」に該当するためには、秘密として管理されていること、有用性があること、非公知性であることの3つの要件を満たし、企業の正当な利益を害することが客観的に明白でなければならない。K14資料における事業所名は、運営指導の実施・報告の遅延理由に関するものであり、当該事業所の競争上の地位や営業上の秘密に直接影響を及ぼす情報とは認められない。処分庁が主張するように、当該情報の公開によって事業所の不利益が生じることが客観的に明白であるとは認められないため、条例第7条第4号の不開示情報には該当しないと判断する。
- イ 行政機関が住民からの重要な問い合わせに対し、明確な回答を約束しながらその約束を履行せず、その理由も説明しないこと、口頭での説明が二転三転し、その裏付けとなる公的記録が提示されないことは、条例

第1条に定める行政の説明責任の履行に課題があるものと認められる。  
ウ 処分庁は、これらの組織運営・説明責任の不備に関する指摘について「本件の争点と関係がない」と主張している。しかし、情報公開制度の根本目的は「住民の知る権利の保障」と「行政の説明責任」であり、組織運営の不備こそが数々の記録不備の温床であり、制度の目的と密接に関わるものである。したがって、これらの点についても、後述の付言事項において改善を促すことが適切である。

## 第7 まとめ

以上のことから、審査会は、本件開示請求に係るその他の公文書の存在を確認するに足る事実を認定できなかった。したがって、開示を求める審査請求は理由がないものとして、その結論を棄却すべきであると判断する。

## 第8 付言

- 1 処分庁は、今回開示された公文書において、日付の誤植、記載内容の不明瞭さ、複数の箇所における日付記載の欠落、メール日付のずれ及び記載内容の矛盾が多数指摘されていることを真摯に受け止め、今後は公文書の作成及び管理において、記録の正確性を担保し、運用を改善するよう努めるべきである。特に、職員の記憶に基づく後付けでの情報記載の可能性、一次資料の不開示及び「対応経過一覧」の真正性への疑義は、公文書管理体制の構造的欠陥を示唆するものであり、播磨町事務文書取扱規程第2条に定める「正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理」する原則の徹底が求められる。
- 2 処分庁が「不存在」と主張しながらも、弁明書において一部の関連記録（総務課電話記録等）が提出された事実を踏まえ、処分庁は、本件に関する全ての行政文書について、改めて適正な調査及び確認を徹底して行うべきである。その結果、存在が確認された文書については、速やかに開示を行うよう要請する。
- 3 行政においては、住民からの問い合わせに対し、口頭説明が二転三転する、あるいは詳細な説明が行われているにもかかわらずその裏付けとなる公的記録が「不存在」とされる事態は、住民の行政に対する不信感を増大させる。処分庁は、本件の対応において、審査請求人が強い不信感を抱くに至った背景（個人情報漏洩への懸念、対応の遅延、記録の不備、ケアプランに関する説明の変遷等）を深く理解し、サービスを受ける住民の立場や気持ちに十分に配慮した上で、誠実かつ継続的な対応に努めるべきである。条例第1条に定める住民の知る権利の保障と行政の説明責任の全うという目的に鑑

み、行政運営の透明性と信頼性確保のため、公文書管理の適正性に関する認識を改めて徹底し、情報公開におけるチェック体制の構造的欠陥を是正する必要がある。